

## 教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和2年10月8日(木) 15:00  
小倉北区役所 東棟8階 ランチスペース

### 1 開 会

### 2 案 件

#### (1) 議案

議案第27号「北九州市立生涯学習センター規則の一部改正について」

(市民文化スポーツ局 生涯学習課長)

議案第28号「新・門司生涯学習センター大里分館(土地・建物)及び新・八幡東生涯学習センター尾倉分館(土地・建物)の所管換について」

(市民文化スポーツ局 生涯学習課長)

議案第29号「人事について」

(服務争訟担当課長)

#### (2) その他報告

その他報告①「令和2年9月北九州市議会定例会の概要について」

(総務課長)

その他報告②「学校規模適正化等について」

(学校規模適正化担当課長)

### 3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- 1 開催年月日 令和2年10月8日（木）
- 2 開催時間 15:00～16:20
- 3 開催場所 小倉北区役所庁舎東棟8階
- 4 出席者 (教育長) 田島 裕美  
(教育委員) シャルマ 直美 平野 氏貞 大坪 靖直  
津田 惠次郎 竹本 真実
- 5 事務局職員
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 教育次長            | 太田 清治  |
| 総務部長            | 松成 幹夫  |
| 教職員部長           | 福嶋 一也  |
| 学校支援部長          | 柏井 宏之  |
| 指導部長            | 古小路 忠生 |
| 学力・体力向上推進室長     | 金子 二康  |
| 総務課長            | 田中 真徳  |
| 企画調整課長          | 正平 徹二  |
| 学校規模適正化担当課長     | 倉田 武   |
| 教職員課長           | 宮基 章弘  |
| 服務争訟担当課長        | 上野 正彦  |
| 学事課長            | 仲道 裕一  |
| 学校保健課長          | 角野 純二  |
| 施設課長            | 太田 敦   |
| 指導第一課長          | 澤村 宏志  |
| 次世代教育担当課長       | 高橋 秀明  |
| 指導第二課長          | 中溝 直樹  |
| 学校家庭地域連携担当主幹    | 佐藤 文俊  |
| 特別支援教育課長        | 小西 友康  |
| 市民文化スポーツ局生涯学習課長 | 佐藤 健治  |
- 6 書 記
- |         |       |
|---------|-------|
| 総務課庶務係長 | 増田 真二 |
| 総 務 課   | 事柴 佑斗 |
- 7 会議の次第 別紙のとおり

## 教育委員会(定例会)会議録(令和2年10月8日)

### 1 開 会

15:00 田島教育長が開会を宣言

### 2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、シャルマ委員と大坪委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

・議案第29号「人事について」

### 3 案 件

#### (1) 公開案件

議案第27号・同第28号について一括審議

議案第27号「北九州市立生涯学習センター規則の一部改正について」

議案第28号「新・門司生涯学習センター大里分館(土地・建物)及び新・八幡東生涯学習センター尾倉分館(土地・建物)の所管換について」

本議案の提案理由を生涯学習課長が説明。

[提案理由要旨]

各生涯学習センターの分館設置等に伴い、関係規定を改めるもの。

シャルマ委員／本案件は勤労婦人センターの所管換や名称の変更、また、それぞれの施設の使用料ということだが、施設使用者については何か変更があるのか。

生涯学習課長／現在の勤労婦人センターから生涯学習センターの分館に移行するが、どちらも基本的に貸館という位置付けとしては同じである。

利用料は、現在の勤労婦人センターの利用料よりも若干低く設定されることになる。

開館日や利用時間についても、勤労婦人センターの時に比べ開館時間は長くなる。総じて、利用者の方はこれまでどおり使っていただけていると考えているが、変更に伴い、利用者説明会等で利用方法の変更などについて、しっかりと説明していきたい。

その他報告①「令和2年9月北九州市議会定例会の概要について」

総務課長が報告。

[報告要旨]

令和2年9月北九州市議会定例会での本会議の質問等について、報告するもの。

大坪委員／13ページの小学校と中学校の修学旅行に関する質問と答弁の内容についてだが、小学校の日帰りが25校に対して、中学校の日帰りは57校となっている。

中学校のほうが、日帰りで実施している学校の割合が多いということだが、この背景的な理由をお聞きしたい。

指導第二課長／小学校に比べて中学校に日帰りが多いというのは、小学校中学校ともに春に行う修学旅行を秋に変更し、その後、小学校では入試がないため、秋から冬に変更している。中学生は、入試があるため変更することができず、宿泊先の確保等も考えると、日程の変更が困難となったため、日帰りを選択する学校が多かったといった状況である。

シャルマ委員／12ページの「小1プロブレム」のことについてお尋ねしたい。

下から2行目の「小1プロブレム」については、授業中に座ってられない、集団行動が取れない、先生の話听不懂といったような、小学校1年生の授業中の態度、学校生活の様子について「支援が必要だ」とあるが、保幼小連携や、特別支援教育の移行支援の実態などについて詳しく教えていただきたい。

指導第一課長／保幼小の連携は、いわゆる「段差」をなくすために、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えている。

本市では、いわゆる保幼小接続のカリキュラムを示して周知をしている。

幼児期の「遊び」と児童期の「学習」をつないでいくために、幼児期終了時までで育ててほしい姿を提示している。

例えば「友達と協力をしていく」「きまりを守る」「自分のことは自分でする」といったことである。

これを踏まえ、小学校では「生活スタートブック」を発刊している。この冊子にはあいさつ、登下校の安全、トイレの仕方など、小学校生活について学べるようにしている。

こういったことを行い、保幼小のスムーズな連携として「小1プロブレム」の解消のために必要な取り組みを行っている。

シャルマ委員／特別支援教育の移行支援について質問だが、特別支援教育課で移行支援なども、保育園、幼稚園から小学校への移行支援などは、以前、入学前から関わっていると聞いたように記憶しているが、現在も同じなのか。

特別支援教育課長／各小学校区で就学時検診等を実施するが、その機会を利用して、幼稚園や保育所から就学するお子さんの状況を学校側がまず把握する。

また就学が確定したら、事前に小学校の教員と、幼稚園、保育所の先生方とで引き継ぎ等を行ったり、早い段階で幼稚園や保育所から特別支援教育相談センターへ相談する制度を活用していくなどして対応している状況である。実際小学校に入った際には、特別な配慮を要する子どもについては「個別の教育支援計画」を通じて、別の配慮を実施するなど、多方面に情報収集を行いながら小学校にて対応している。

## 報 告 終 了

その他報告②「学校規模適正化等について」

学校規模適正化担当課長が報告。

[報告要旨]

学校規模適正化推進事業に係るこれまでの経緯について、報告するもの。

大坪委員／学校の適正規模を表現する単位として、学級数を用いた形での基準が資料にある。1学級に所属する子どもの数はまだ決まっていらないようだが、今後この子どもの数が変化していくとすると、学級数もやはり連動すると思うのか。それとも、1学級の子どもの数は教育効果にはあまり影響がなく、学級数が子どもたちの学校生活を考えていく上で、より重要な単位として考えられるのか。

現状がどうなっているのか、また、今後はどう考えていくのかお聞きしたい。

学校規模適正化担当課長／現在、国の動きで「30人学級」が進められようとしており、その動きも注視しながら、この体制が必要なのかということも含め、検討していかねばいけないと考えている。

竹本委員／統合後の通学距離、通学支援の基準についてお聞きしたい。統合後の通学距離の目安は「原則3キロ以内」として、「これを超える場合は、通学支援を行う」とあり、今までも統合を進めてきて、この「原則3キロ以内」というのが満たされる形で統合を進めてこられたと思うが、この基準を超える児童生徒は今までののか。また、そういった児童生徒に対する通学支援というのは、具体的にどういったことを行っているのかお聞きしたい。

学校規模適正化担当課長／過去の統合でも、門司区の門司中学校が統廃合後に3キロを超えるケースがあった。

基本的には、公共交通機関がある場合には、公共交通機関を利用して登校することとなる。その際の通学定期分を市で負担する。

また、若松区では昨年度、安屋分校の統合が完了したが、こちらも小学校で3キロを超えており、公共交通機関としてバスがあったため、バスでの通学定期の補助を行っている。

もしバスがない場合、例えば伊川小学校と松ヶ江北小学校を統合した際だが、旧伊川小学校の子どもたちにも公共交通機関としてバス自体はあった。しかし、地元の高校生が乗り、小学校の子どもたちが乗れる環境にないため、スクールバスを出すことで対応した。

なお、本市では今「3キロ」としているが、国の基準では「4キロ」となっている。

津田委員／資料の2ページ、適正化の進め方のところについて、質問したい。ここには「適正化において留意すること」と書いてある。今までの経験から、たくさんの学校を適正化されてきたと思うが、保護者や地域の方々の理解はもちろん重要だと思うが、決めた地域の特性や学校の運動場の面積、あるいは、その地域の学童保育のあり方など、いろいろな適正化を進めるにあたっての考慮すべき点があると思う。適正化を行っていくにあたり、実際どういった点が難しいのか、また重要視されているのか、なかなかデリケートな問題ではあるが、説明できる範囲でお聞きしたい。

学校規模適正化担当課長／統合するにあたり、地域によって様々な課題がある。例えば、過去の経緯・沿革など「どこからどこが発生しているか」というのを重視するケース、「運動場が広い」「教室数が多い」など環境の面を重視するケースなどがある。

最近では、災害が多く発生しているため、防災の観点から統廃合をどう進めていくのかという議論をされることもある。

それぞれ地域によって違い様々である。

津田委員／公立幼稚園のあり方のところで、評価検証を行っているということだが、検証についての途中経過が報告できればお願いしたい。

学校規模適正化担当課長／現在、取りまとめを行っている最中であるため、まとめ次第報告させていただきたい。

津田委員／昨今では保育所と幼稚園の垣根がなくなってきている。様々な子どもたちが幼稚園に入ってくることにより、幼稚園現場での配慮すべきことが、10年前と比べると大きく変わってきていると思う。

その中で「現在の幼稚園がこうである」というように、この検証作業が非常に大事なことだと思う。結果が出た際には、ぜひ報告いただくようお願いしたい。

報 告 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第29号「人事について」

本議案の提案理由を服務争訟担当課長が説明。

[提案理由要旨]

地方公務員への信頼を著しく損ない、地方公務員法第33条の信用失墜行為の禁止に違反する等の行為をした教職員に対し、同法第29条の規定に基づき、相当の懲戒処分を行うもの。

原 案 可 決

4 閉 会

16:20 田島教育長が閉会を宣言